

政 委 第 34 号
平成 21 年 12 月 9 日

内 閣 総 理 大 臣
鳩 山 由 紀 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人国立公文書館）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人国立公文書館の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 事務及び事業の全般的見直し

国立公文書館については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の施行に伴い、同館が新規に担うこととなる業務や移管対象となる範囲の拡大に伴う業務量の増加が見込まれている。

これら増加する業務に適切かつ効率的に対応するとともに、組織や予算の肥大化を防ぐ観点から、遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする。

2 歴史公文書等の保存方法の在り方の検討

各府省における行政事務の電子処理の進展に伴い、国立公文書館への電子媒体による歴史公文書等の移管及び保存が平成23年度から開始されることも踏まえ、紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、外部有識者からなる検討委員会の活用や民間への調査委託などにより、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを22年度末までに検討し、結論を得るものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進するものとする。